

性暴力対策アドバイザーの役割について

【対応方針(案)】

- ・「性暴力対策アドバイザー派遣制度(学校への派遣)実施要項」の「1 性暴力対策アドバイザー派遣制度について(3)アドバイザー」及び「資料1 性暴力対策アドバイザーについて」部分に、次のとおりアドバイザーの役割を追記する。

【追記内容(案)】

・性暴力対策アドバイザーの役割

- ①配慮校(※)について県及び学校との事前打合せの実施
- ②講義の実施
- ③講義の際に、児童・生徒から性暴力に関する相談があった場合における学校関係者(養護教諭・スクールカウンセラー)への引継ぎ

※配慮校 … 講義対象の児童生徒の中に性暴力の当事者が含まれる、学級・学校が荒れていて落ち着いて学習する雰囲気乏しいなど、講義に当たり配慮が必要と認められる事情がある学校

【学校における対応について】

- ・先行自治体の資料等をもとに、学校で性暴力事案が発生した場合の初期対応に係る手引きを作成。

※参考資料

- ①学校でおこった性暴力被害の初期対応手引き(奈良県 作)
- ②学校で性暴力被害がおこったら(兵庫県 作)